

匝瑳市公的介護施設等整備事業者選定委員会規則

平成19年1月29日

匝瑳市規則第2号

(設置)

第1条 市は、介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第17条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に基づき、公的介護施設等（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項に規定する公的介護施設等をいう。以下同じ。）を整備する事業者を適正に選定するため、匝瑳市公的介護施設等整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公的介護施設等を整備する事業者の選定に関する事務を所掌する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は高齢者支援課長をもって充て、副委員長は福祉課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、都市整備課長及び匝瑳市介護保険運営協議会委員をもって充てる。

6 前項の匝瑳市介護保険運営協議会委員は、当該委員のうち2人以内とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又

は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。